

## 沖縄県個人情報保護審査会答申第60号 概要

|           |  |
|-----------|--|
| ①件名       | (1) 保存期間満了後廃棄されたため不存在とされている文書の「廃棄文書一覧表」の不開示決定（不存在）に対する審査請求について<br>(2) 「廃棄文書一覧表」不開示決定の不訂正決定に対する審査請求について   |
| ②請求年月日    | (1) 開示請求：平成29年11月6日（受理：平成29年11月7日）<br>(2) 訂正請求：平成29年11月29日（受理：平成29年12月1日）  |
| ③実施機関     | 沖縄県警察本部長（刑事部捜査第一課及び警務部広報相談課）   |
| ④決定年月日    | (1) 不開示決定：平成29年11月17日（沖捜一第2768号）<br>(2) 不訂正決定：平成29年12月21日（沖広相第6502号）   |
| ⑤決定内容     | 保有個人情報不開示決定（不存在）及び不訂正決定  |
| ⑥決定理由     | (1) 開示請求に係る公文書は、作成・取得していないため不存在である。<br>(2) 平成29年11月17日付け沖捜一第2768号の不開示決定を訂正せよとの趣旨であると回すが、開示請求に対する決定の不服は審査請求により行うべきものである。  |
| ⑦審査請求年月日  | (1) 平成29年11月29日（受理：平成29年12月1日）<br>(2) 平成30年1月9日（受理：平成30年1月10日）   |
| ⑧審査請求の趣旨  | (1) 廃棄文書一覧表を作成保有し、速やかに開示するべき。<br>(2) 在るべき公文書の不存在を正し、廃棄文書一覧表を作成保有せよ。  |
| ⑨審査請求理由要旨 | 県機関である県警は、本来あるべき適性な手続きに則した記録を作成保有し、速やかに請求者の望む情報を開示するべきである。   |
| ⑩諮問年月日    | (1) 平成30年1月26日（沖公委（広相）第4号）<br>(2) 平成30年2月9日（沖公委（広相）第6号）  |
| ⑪答申年月日    | 平成30年8月15日   |
| ⑫答申内容     | <p>○審査会の結論<br/>         沖縄県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った以下の決定については妥当である。<br/>         (1) 平成29年11月17日付け沖捜一第2768号の保有個人情報不開示決定<br/>         (2) 平成29年12月21日付け沖広相第6502号の保有個人情報不訂正決定</p> <p>○審査会の判断理由（概要）<br/>         (1) 不開示決定について<br/>         司法書類について文書管理規定等の廃棄に係る手続きを定めた規定は確認できなかったものの、「廃棄文書一覧表」は作成しておらず、不存在であることを確認した。</p> <p>(2) 不訂正決定について<br/>         審査請求人は、廃棄記録を作成して訂正すべきと主張するが、当該内容には訂正すべき保有個人情報がなく、条例上の訂正請求の趣旨とは異なる請求であるため、訂正請求は認められない。</p> <p>○付言<br/>         司法文書の廃棄規定について実施機関を通じて九州各県を調査したところ、規定を整備している県が4県あった。このことを踏まえると、沖縄県においても司法文書の保存廃棄規定の整備を検討する必要があると思われる。</p> |